

平成29年第11回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年11月29日(水) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	7番	有賀良雄	委員
8番	鈴木滋夫	委員	9番	緑川喜文	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	15番	大戸文治	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

6番	山本繁夫	委員	16番	本宮勝正	委員
----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(16名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
矢内照美	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

齋藤一廣	委員	鈴木茂次	委員
------	----	------	----

円谷隆男委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副主査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 皆様、大変お待たせして申しわけありません。定刻となっておりますので、会のほう始めたいと思います。お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

規定にある総会の定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が5件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が4件、合わせて16件をご審議いただきます。

また、審議終了後に、前回の総会の際お伝えしました来年度の労賃単価について協議のほうをお願いいたします。それでは、よろしくをお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

大変お忙しい中、お集まりをいただきました。ありがとうございます。

世間では、米の値段、販売価格上がっても小売価格を上げられないというような、新聞なんかでそういう扱いもあります。それから、皆さんご存じでしょうけれども、夕べ、また北朝鮮が大陸間弾道弾になるであろうものを発射したというようなこと、大変いろいろなことが毎日起きております。

今月は、皆様方に研修会、それから県下大会、小委員会の委員さんには小委員会ということで、もう3回も4回もお集まりをいただいたわけでございますが、大変ご苦労さまでございました。大会で決議いたしましたことを、明日、福島県の会長会で東京の方に参りまして、本県選出の代議士に国会議員に要請を行うということになっております。その後、全国大会を開催するというようなことになっておりますので、明日皆様を代表して東京の方に行かせていただきます。

本日は16件のご審議をいただくわけではありますが、最後まで慎重審議をお願いしたいと思います。

また、後で報告になりますが、書類の締め切り日の関係で、先ほど30分早くお集りをいた

だいて運営委員会を開催しました。その中で、練り上げることもやむを得ないのではないかと、いいだろうという決議をいただきましたので、また、総会の皆様に諮って、そのようにさせていただければ、事務処理上、大変都合が良いかなということでございますので、最後にまた審議いただきますが、そちらの方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより第11回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、1番、早津和一委員、18番、北野唯道委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

斎藤一廣委員、それから鈴木茂次委員、円谷隆男委員の3名でございます。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成29年11月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその5朗読】

以上、その1からその5までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区の橋本です。

去る23日に現地で、譲渡人と譲受人と代理人、それに地区担当委員の鈴木滋夫さん、5名で現地を見てまいりました。別に何ら問題もないので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る11月22日、今井直敏委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、さらに譲受人とも22日にお会いしまして、現地でお会いして、申請内容につきまして確認したところ、適正に利用し、他の土地への支障のないことを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る11月25日に、和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にも立ち会ってもらいました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内と申します。

11月17日朝9時ごろ、譲渡人、譲受人、担当委員の矢吹さんとともに申請地を見て確認した結果、問題はありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古関地区担当の深谷です。

今回の申請につきましても、去る11月22日、鈴木滋夫委員さんと現地で調査を行いました。譲渡人、譲受人と現地でお会いしまして、申請内容について確認したところ、適正に利用され、他の土地への支障のないことを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは朗読いたします。

5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年11月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久亨です。

去る26日に現地に向かいまして、北野委員さんとは連絡をとりながら進めてきました。当日、設定人と今回代理人になっております方が見えまして、現地を拝見させていただきました。周りの農地には何ら問題ないかと思ひます。今回の場合は、農地を鉄板引いて復元するというこも確認してひますので、皆さんの審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ござひませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古関地区担当の深谷です。

今回の申請につきましても、去る11月22日、今井直敏委員さんと現地で調査を行ひました。譲渡人、譲受人と現地でお会ひし申請内容について確認したところ、適正に利用し、他の土

地への支障のないことを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、18ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、50戸連たんの第3種農地と判断いたします。農地区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼担当の邊見です。

今回の申請につきまして、去る11月26日、高橋委員さんと現地調査をいたしました。譲渡人、譲受人同一人物です。個人が会社というふうな内容でした。それで、申請内容について3人で協議したところ、相違ないということを確認いたしました。今回の農地転用につきまして、周辺農地への影響については特段問題がないと思います。皆様のご審議ほど、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。



佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、11月26日に譲渡人に来ていただきまして、確認させていただきました。早津委員と2名で確認いたしております。譲渡人の話ですと、今現在、高齢になってきてなかなか自宅から、国道を横断しての作業ができないということで、今休耕状態ということで、この話があったということで、この申請に間違いがないということでございます。それから譲受人に確認させていただきました。この申請の内容に間違いがないことを確認いたしております。周りに農地もございませんし、妥当と考えております。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

1. この申請につきましても、11月26日、早津委員と2人で調査してまいりました。設定人、こちら自宅のほうで内容についてお聞きしました。この申請内容に相違ないということでございます。被設定人には、前日にこの内容について私が確認させていただきました。この申請のとおり内容に間違いがないということでございました。周りに農地もございませんし、問題ないものと考えております。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、33ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと診断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

塩田委員 大信信夫地区の塩田です。

この申請に関しまして、11月26日10時30分より現地にて円谷委員、あと設定人、被設定人の代理人立ち会いのもと、申請内容を確認したところ、問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、38ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、お願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しましては、11月26日、地区担当の星保雄委員さんとともに、設定人と被設定人の代理人とともに現地を確認しております。申請内容に問題はなく、また申請後の復元にも問題ないと、周辺農地への影響もないことから、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

43ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年11月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(高橋主任主査) それでは、45ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【第1号朗読】

この案件につきましては、去る10月26日に大信信夫1地区担当の塩田委員、円谷委員立ち会いのもとあっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第3号並びに所有権の移転第1号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第3号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会 長 そのほか事務局より報告事項がございますので、事務局。

事務局長 本日、総会の前にですが、運営委員会を開催させていただきまして、規程によりまして、運営委員会の所掌事務となっております議事の日程等について議題として、平成30年の来年の総会及び小委員会日程並びに許可申請の届け出締め切り日についてお諮りをしました。審議の内容の説明につきましては、次長の大崎よりいただきます。

事務局（大崎次長兼係長） 議長、平成30年度総会等の予定案について、配付することを許可願います。

会長 はい、配付してください。

（予定表配付）

会長 配付終わりましたか。では、説明をお願いします。

事務局（大崎次長兼係長） 本日、総会前に開催されました運営委員会において、運営委員会規程第2条第1項及び第3項により委員会の所掌事務で定められております総会、小委員会の日程並びに許可申請の締め切り日についてご審議いただきました。

配付させていただきました翌年の予定表につきましては、例年ですと慣例をもとに日程を定め、12月の総会におきまして委員の皆様方に議席配付させていただいているところであります。

しかし、昨今の許可申請の件数の増加により、許可申請の届け出締め切り日から総会までに地区担当委員さんと申請人の現地調査の日程の調整、また締め切り日から小委員会までの間で議案調整することに対して時間の余裕がないことから、運営委員の皆様方に届け出締め切り日の見直しについて審議をお願いいたしました。

お配りいたしました予定表をもとに説明させていただきますと、総会については慣例により月末を基本としておりまして、小委員会におきましても、慣例により20日前後を基本としておりますので、基本的な変更はございません。

締め切り日につきましては、今まで15日前後を基本としておりましたが、その場合、月によっては、議案調整に2日半しかとれないことから、来年1月からは5日早めて、10日を基本として、10日が土日にかかる場合は、翌週の月曜日とするものであります。

なお、申請者に混乱を来さないよう12月中を周知期間としたいと考えております。

以上です。

会長 この件につきまして、先ほど申しましたように運営委員会を総会前に開いておりますので、運営委員を代表いたしまして、星保雄委員に報告をお願いします。

星委員 11番の星保雄です。

本日午後1時30分より運営委員会を開き、所掌事務となっております次年度の議事日程及び締め切り日の見直し等について、事務局より説明を受けました。

審議の結果、運営委員会としては、小委員会及び総会の開催日について支障がないこと、また締め切り日から総会までの期間において、現地調査や小委員会で議案整理に日程的に猶予が持てることから妥当であると判断し、同意することとしましたので、ご報告いたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。

この件につきまして、委員の皆様方、運営委員会ではこのような運びとなった訳ですが、何かお話があればお願いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしという声がありますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会 長 ご協力ありがとうございました。それでは、また、事務局のほうからの連絡をお願い申し上げます。

事務局長 それでは、締め切り日等、ご理解いただきましてありがとうございました。

なお、総会、小委員会の日程等につきましては、他の行事ですとか、会議などの兼ね合いで若干の前後の可能性はありますが、変更があった場合は、その都度ご案内させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、次になりますが、前回の総会において検討をお願いしておりました平成30年度の農作業賃金につきまして、これから各地区で別席において協議をお願いしたいと思います。

会 長 それでは、目安3時30分としますが、早く皆様のほうでお決まりになれば、早く再開をしたいと思いますので、決まったところの地区代表者の方は、事務局に報告をお願い申し上げます。

それでは、各地区に分かれての審議ということにいたします。よろしくお願い申し上げます。

(各地区で審議)

会 長 それでは、審議を再開いたします。

各地区代表委員より、審議いただいた結果を報告いただきたいと思います。

最初に、白河地区代表、和田委員より報告をお願いいたします。

和田委員 それでは、白河地区の話合った結果をご報告いたします。

労賃協定につきましては現状維持とするということで、皆さんと話し合いした結果、現状維持で行うということで決定しましたので、ご報告いたします。

会 長 はい、わかりました。ありがとうございました。

続きまして、表郷地区代表、今井委員よりお願いします。

今井委員 表郷地区も29年度と同じく30年度も同じ賃金体系でいくということに決まりました。

以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、大信地区代表、北野委員よりお願い申し上げます。

北野委員 ご報告いたします。

大信地区も前年同様でございますので、よろしく申し上げます。

会 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、東地区を代表しまして、矢吹委員お願いします。

矢吹委員 東地区より報告いたします。

30年度の労賃は29年度と同様という話し合いでございました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

では、各地区代表より報告がありましたが、ほかの地区について何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、平成30年度の農作業賃金等について、報告の内容のとおり決定いたします。一般の農家の方から聞かれたときには、農業委員会でも話し合いをしているんだけど、動かさない状況だということ、何もしていないんじゃないかと、していても動かさないと、その辺だけひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに総体的に皆様のほうからございませんか。

矢野委員 17番の矢野です。

先日研修に行きました。そして、農地集積ということで進んでいる部分を見てきました。私たちの地区でも、今後、集積ということが課題になってくると思います。複数の委員さんから、うちのほうはどういうふうにするんだ、具体的な勉強例とか、何か研修とか、それから関連の団体とか、そういうふうなところと勉強会をしなければ対応できないんじゃないかというふうなことが提案されております。今後について、この件に関しまして予定等あれば、事務局のほうに聞いておきたいと思ひます。

会 長 それでは、局長と今月になってから、研修会という話をしていたものですから、局長のほうに返答をお願いします。

事務局長 28年4月から制度が変わりまして、農業委員会の体制も一新したということで、農地利用の最適化というのが農業委員会に新しく業務として増えてきた部分ではございますが、なかなか地区の委員さん各位によりましては、あっせん会議などを通して農地の集積を図っていただいているケースはあるんですが、なかなか農業委員会全体としての動きという部分もできてはいないので、9月に行いました農地利用状況調査、それで大体の地区の農地の利用の状況がつかめたかと思うんですが、それらで遊休地となっている部分の把握と、あとは地区に新しい担い手の方が、もっと耕作したいんだというような情報があれば、そういったもののマッチングになれば一番理想的だなとは思っているんですが、それはどうしても仕組みとか、体系的なものとしてはできてはいないので、まずは第一弾としまして勉強会ということで、来月の総会の後なんですけど、福島県の農業振興公社の地域マネジャーの添田さんのほうにお越しいただきまして、中間管理機構の制度の説明をしていただくコマを設けたいと思います。その間に、例えば委員さんの役割の部分ですとか、そういったものも盛り込めればいいと思っているので、まだ来月の総会の後にちょっとお時間をいただくという部分だけしか決まっていらないんですが、そのような形で研修予定しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

会 長 今、局長のほうから話がありましたが、できれば数量の配分なんかもまだだめかなとは思っただけけれども、その行方等、そんなのもわかればなと思うんですけども。これからちょっと局長と詰めさせていただいて、誰に来ていただくか、検討していきたいと思いますので、来月の総会終了後、やりたいと思いますので、ひとつご協力をお願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

事務局長 事務局のほうから引き続きお願いしたい。

会 長 わかりました。

事務局から。

事務局長 その研修の関係もなんですけど、もし委員さんのほうから、こういった人のこういう話が聞きたいというものがありましたら、そういった部分も、大体は皆さんがお集まりいただく総会の後あたりが一番よろしいのかなとは思っているんですが、もしセッティングが可能でし

たら考えていきたいと思うので、そういう講師の先生、あるいはこういう話し合いのスタイルがいいんじゃないのかというようなご提案がありましたら、お寄せいただければと思います。

あと二、三、事務連絡をさせていただきたいと思います。

皆様のお手元に来年の農業委員会手帳を配付させていただきました。ことしの手帳から来年の手帳のほうに身分証明書があると思いますので、入れかえをお願いしたいと思います。もし、身分証明書のほうを紛失してしまったという場合は、事務局のほうにお寄せいただければと思います。よろしくお願いします。

次に、お手元にチラシをお配りしておりますが、こちら農政課より情報提供あった部分でございまして、研修会ですが、園芸産地の土づくりと肥培管理研修会のチラシをお配りしております。12月8日金曜日午後1時半から、中島村の生涯学習センター、役場のちょっと先のところですが、講師は東京大学名誉教授の後藤逸男先生となっております。こちらについては、ご興味のある方がございましたら、12月1日、あさってになってしまいうんですが、時間がなくて申しわけないんですが、県南農林事務所、チラシの下のほうに連絡先書いてありますので、県南農林事務所に直接お申し込みくださいということでした。

最後に、次回の総会につきましては、12月26日火曜日午後2時からこの場所で開催させていただきます。今ほどお話しさせていただきましたが、総会の終了後、県の農業振興公社の地域マネジャー、添田さんにおいでいただいて、中間管理事業の説明をいただく予定ですが、そのほか、もし会長と相談していただきまして、説明できるような内容がありましたら、ちょっとこの後練っていききたいと思いますので、若干のお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

会 長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

---

#### ◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成29年第11回白河市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

(午後 3時40分)